

一杨木県公報

平成27年 1月20日(火) 第2648号

_			
	目	次	
	告	示	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定			 27
○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			 27
○予定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			28
○指定施業要件変更予定保安林			 28
	公	告	
○開発行為の工事完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	•••••	 29
_	41-	_	
	<u>告</u>	示	

栃木県告示第十一号

り、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によ

平成二十七年一月二十日なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県宇都宮土木事務所において縦覧に供する。

栃木県知事 福 田 富 一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 唐沢A
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

線に囲まれた土地の区域次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ

市 町 名	大字名	孙	当	標 柱 番 号	
小卷回卡	古賀志町	無	一八七一番ニ	一号及び八号から十二号	
ĪĒ	<u> </u> <u> </u> <u> </u>	<u>]</u> "	一八七一番一	二号から七号	

栃木県告示第十二号

り、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によ

平成二十七年一月二十日なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

栃木県知事 福 田 富 一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 西山A
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

線に囲まれた土地の区域次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ

卡西名	大字名	计	谷	料	橅	標 柱 番 号
名 野 干	奈良渕町	田	Ξ	七〇回梅!		一号、十一号及び十二号

也 生 生	奈良渕町	正 闰	七〇川梅	二号及び三号
匣	<u>111</u>	<u>1</u> ='	七〇〇梅	四号から六号
匣	<u>ī</u>	<u>ī</u>	七〇 梅川	かず
匣	<u>ī</u>	<u>ī</u>	七〇二悔二	大 亭
匣	<u>[II]</u>	ĪĒ	七〇川梅団	九号及び十号

(砂防水資源課)

栃木県告示第13号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年1月20日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保安林予定森林の所在場所

日光市山久保1758-37、1759-1から1759-6まで、1759-8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

山久保1758-37·1759-2·1759-5·1759-6·1759-8(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて 縦覧に供する。)

栃木県告示第14号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年1月20日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

日光市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、日光市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

日光市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて 縦覧に供する。)

(森林整備課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年1月20日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開発許可を受	けた	者
(工区に含まれる地域の名称)	住 所	氏	名
河内郡上三川町大字上三川字冨士山3220番、 3251番、3252番、3255番 1、3256番 1、3257 番 1、3258番 2	埼玉県本庄市西富田762番地1	ケイア 産株式	イスター不動 会社
真岡市田町字三ノ宮2627番2の一部、2630番 21	真岡市荒町三丁目20番地2クレアールSA棟102号	竹	井 栄 人
真岡市境字北浦896番 2	真岡市境958番地		野 久 史 野 明 菜
下野市上古山字大木6番2	下野市文教一丁目7番地11第5朝日 ハイツA棟101号	' '	也 由美子

(都市計画課)